

令和6年度 入学者選抜後期選抜募集要項

福島県立会津西陵高等学校

(以下「本校」という。)

福島県大沼郡会津美里町字法幢寺北甲3473番地

電話 (0242) 54-2151

前期選抜により定員を充足しない場合、後期選抜を実施する。

1 募集定員

全日制の課程 普通科 定員160名から、前期選抜の合格者数を除いた数とする。

2 出願資格

出願資格については、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の「第1 入学者募集」の「2 出願資格」(1ページ参照)に定めるところによる。

ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。
なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

3 出願方法

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

4 出願期間

令和6年3月15日（金）から3月18日（月）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、694円分（簡易書留料金）の切手を貼付した「長形3号」の返信用封筒を同封の上、令和6年3月18日（月）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

5 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
 - ① 入学願書（別記様式統一2号の1により、県教育委員会において作成したもの）
 - ② 令和6年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。別記様式共通1号）
「評定」及び「出欠の記録」の第3学年の欄は、学年末までの状況について記入する。
ただし、年齢20歳以上の者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。

なお、「受験番号」の欄は、本校において記入する。

- ③ 受験票用紙（別記様式統一2号の2により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
- ④ 入学検定料納付済証明書用紙（別記様式統一2号の3により県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(2) 上記(1)以外の者

- ① 入学願書（上記(1)①と同じ）
- ② 健康診断書（令和6年1月以降に医師の診断を受けたもの）
ただし、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の「第1 入学者募集」の「2 出願資格」の「2 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者」の(2)に相当する者（1ページ参照）については、健康診断書の提出を免除することができる。
- ③ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
- ④ 受験票用紙（別記様式統一2号の2により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（別記様式統一2号の3により県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿（別記様式共通4号の2）を添付する。

(4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」（別記様式統一1号の3又は統一3号の3）を入学願書の裏面に貼付する。

また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

6 自己申告書の提出

自己申告書の提出については、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の「第2 前期選抜」の「1 出願」の「9 自己申告書の提出」（4ページ参照）に定めるところによる。

ただし、提出期間は、令和6年3月15日（金）から3月21日（木）までとする。

郵送の場合には、3月21日（木）必着とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

7 県外等からの出願

県外等からの出願については、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の「第2 前期選抜」の「1 出願」の「10 県外等からの出願」(4ページ参照)に定めるところによる。

ただし、その中にある「上記8に示した出願書類」は、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の「第3 後期選抜」の「1 出願」の「8 出願に必要な書類」(13~14ページ参照)とする。

8 願書受付

願書受付については、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の「第2 前期選抜」の「1 出願」の「11 願書受付」(5ページ参照)に定めるところによる。受験票及び入学検定料納付済証明書については、後期選抜に対応する様式(別記様式統一2号の2及び統一2号の3)とする。

ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。

9 出願先変更

志願者は、令和6年3月19日(火)に、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ただし、午後5時までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、本校校長は、受付時間について弾力的な対応をする。

(1) 他の高等学校及び特別支援学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。

① 出願先の変更を希望する者は、後期選抜出願先変更願(別記様式後期2号の2)、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書(又はその写し)を、在学(出身)中学校長を通して、変更先の学校長に提出する。

ただし、特別支援学校へ出願先を変更する場合は、「令和6年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」の出願先変更願、入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類を、在学(出身)中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。

なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。

② 後期選抜出願先変更願の提出を受けた学校長は、志願者が先に出願した本校に、後期選抜出願先変更願の写しを持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。

③ ②により変更先の学校から連絡を受けた本校校長は、変更先の学校に、入学願書の写しを持参するか又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。

④ 出願先変更を希望する志願者のいる中学校長は、先に出願した本校に、後期選抜出願先変更者名簿(別記様式後期3号)を持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。

- ⑤ 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、入学願書の受付を取り消すことができる。
- (2) 出願先変更に際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」を貼付する必要はない。
ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
- (3) すでに交付を受けた受験票は返還する。

10 出願の取消し

出願の取消しについては、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の「第2 前期選抜」の「1 出願」の「13 出願の取消し」(6ページ参照)に定めるところによる。

11 選抜方法・選抜資料

調査書の審査結果、面接の結果及び作文の結果を資料として、選抜を行う。

- (1) 調査書
「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点として、合計190点満点とする。
- (2) 面接
個人面接を実施する。面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容（英語、数学、理科、社会）を含む。
面接については、点数化し、90点満点とする。
- (3) 作文
作文を実施する。あるテーマについて、600字程度で自分の意見等を述べる作文とする。
作文については、点数化し、100点満点とする。
- (4) 選抜資料の満点
全体の満点は、380点とする。

12 作文、面接の日時及び会場

- (1) 日 時 令和6年3月22日（金）
- (2) 日 程 8：00～ 8：15 受 付
9：00～ 9：40 作 文
10：00～ 面 接
- (3) 会 場 本校（入口は東昇降口）
- (4) 注意事項は以下のとおりとする。
- 選抜当日は次のものを持参すること。
受験票、上書き、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム
 - 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

(5) その他

作文及び面接の際、インフルエンザ等学校感染症罹患者や体調不良者の別室受験についてはこれまでどおり認めることとする。

13 合格者発表

- (1) 令和6年3月25日（月）午後3時以降に、本校において発表する。電話による問い合わせには応じない。
- (2) 本校校長は、合格者に対して、合格通知書（別記様式共通5号）を交付する。
- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

14 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（別記様式共通8号）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。